

諮問番号：令和元年度諮問第36号
答申番号：令和元年度答申第43号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年12月27日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

持病があるため継続した勤務が不可能であり、収入が不安定であるため、本件処分理由の「概ね6か月を超える保護を要しない状態が継続すると認められる」は明らかに誤りであり、今後とも保護を要する状態である。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）収入の臨時的な増加について

保護の要否の判定は、最低生活費と収入充当額との対比によって決定され、収入充当額が最低生活費に満たない場合に保護が必要と判定され、その不足分が扶助されることとなる。

本件についてみると、審査請求人の年金収入（約9万円／月）が最低生活費（約11万円／月）に満たないため、保護が必要と判定され、保護開始となったものであるが、審査請求人が保護開始時に保有していた株式の売却により得た収入（以下「本件収入」という。）（約76万円）を得たため、審査

請求人世帯における収入の臨時的な増加により、保護を要しない状態となったものである。

(2) 審査請求人の保護廃止について

処分庁は、本件収入が、6か月均等に最低生活の維持に充当するものと計算しても、1か月あたり10万円を超える収入であることから、その「収入の臨時的な増加」により「以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められる」と判断し、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第10の間12の答のとおり、本件収入を得て保護を要しない状態となった平成29年11月29日以降の審査請求人の保護を廃止する本件処分を行ったものと認められる。

(3) まとめ

以上のとおり、本件処分時点における処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、審査請求時点において生活に困窮している旨主張しているが、本件処分後の事情の変化等により、保護を要する状態にあるのであれば、処分庁も述べているとおり、改めて保護開始申請を行うべきである旨付言する。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

| | |
|------------|---|
| 令和元年12月19日 | 諮問書の受領 |
| 令和元年12月23日 | 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月14日 口頭意見陳述申立期限：1月14日 |
| 令和2年 1月 9日 | 第1回審議 |
| 令和2年 1月28日 | 第2回審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

(2) 課長通知の第10の間12の答は、「被保護者が保護を要しなくなったと

きには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらねたい。」と記載し、2の保護を廃止すべき場合として、(2)において、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」と記載し、「なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。(後略)」と記載している。なお、課長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による法の処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年9月25日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。審査請求人が処分庁に提出した資産申告書には、有価証券として「〇〇〇〇〇〇〇〇〇(持株会)」の株式(以下「A株式」という。)、 「概算評価額721,437円」との記載がある。
- (2) 平成29年10月16日、処分庁は、審査請求人に架電し、A株式について全て売却する必要があることを伝えた。
- (3) 平成29年11月15日、処分庁は、審査請求人の同年10月の就労収入額と、障害基礎年金及び障害厚生年金の額をもとに保護の要否判定を行ったところ、保護を要しないと認められると判断し、同年11月1日付けで審査請求人の保護を停止する決定を行った。
- (4) 平成29年12月1日、処分庁は、審査請求人から、同年11月29日にA株式を769,102円で処分した旨が記載された、資産処分についての届出書を受領した。
- (5) 平成29年12月27日、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金及び障害厚生年金の額と、A株式の売却収入をもとに保護の要否判定を行ったところ、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められると判断し、同年11月29日付けで審査請求人の保護を廃止する本件処分を行った。保護要否判定書によると、審査請求人世帯の最低生活費合計114,660円、その他収入として障害年金98,725円、株式売却収入769,102円との記載がある。
- (6) 平成29年12月28日、処分庁は、審査請求人に架電し、本件処分について説明するとともに、困窮状態に陥れば生活保護を再申請することができると伝えた上で、困ったことがあればすぐに相談に来るよう伝えた。
- (7) 平成30年1月17日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

審査請求人は、持病により継続した勤務が不可能であるため、収入が不安定であり、処分庁が、おおむね6か月を超える保護を要しない状態が継続すると認められたことは誤っていると主張する。

しかしながら、審査請求人は、1か月あたりの最低生活費約11万円に対して、障害基礎年金及び障害厚生年金の収入が約9万円ある。そして、平成29年12月にA株式の売却に伴う約76万円の収入があり、これを6か月均等に最低生活の維持に充当するものとして計算すれば、1か月あたり約12万円を超えることになる。

処分庁は、前記1(2)の課長通知に従い、審査請求人の障害基礎年金及び障害厚生年金の収入に加え、A株式の売却に伴う収入の臨時的な増加により、審査請求人世帯について、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認め、本件処分を行ったものと認められる。

なお、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分後も生活保護の開始申請を行うことは可能であることを伝えており、保護廃止後の審査請求人の生活状況について配慮していることがうかがえる。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子